五(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百七十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道河東郡上士幌町字黒石平国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一三五林班ぬ小班から同町字黒石平三六番一地先まで	前	二六・一四～二八・二六	六七・四六メートル
	後	二〇・六二一メートル～一一六・七三	〇・六二一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

六(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百五十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道有珠郡壮瞥町字昭和新山五七番から同町字昭和新山一五番七まで	前	一五・四四～二五・五九	〇・八一二メートル
	後	一四・三七～二五・一二	〇・八一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十六日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百五十三号	北海道有珠郡壮瞥町字昭和新山五七番地先から伊達市上長和町四八一番三まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年七月二十六日

人事異動

公正取引委員会

（審査局管理企画課公正競争監視室長）内閣府事務官　奥村　豪
官房付に配置換する
（中部事務所審査統括官）同　長澤　文男
経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室長に転任させる
（経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室長）同　鎌田　明
審査局管理企画課公正競争監視室長に配置換する
（審査局第五審査審査専門官（審査長補佐（総括担当）））
同　今野　敦志
中部事務所審査統括官に昇任させる（以上七月十八日）

法務省

（東京高等検察庁検事）検事　中村　孝
東京地方検察庁検事に併任する（七月十九日）
（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　入江　暁
名古屋地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁一宮支部勤務を命ずる
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（七月二十日）

○定年退官

横浜区検察庁副検事鈴木幸一は、検察庁法第二十二条の規定により七月二十一日限り定年退官

外務省

長嶺　安政
外務審議官に採用する
（大臣官房付）財務事務官　長谷川浩一
外務事務官（大臣官房審議官）に転任させる
外務審議官　鶴岡　公二
内閣官房に出向させる
（大臣官房審議官兼欧州局、経済局）外務事務官　山田　淳
財務省に出向させる（以上七月二十二日）

皇室事項

御祝電

天皇皇后両陛下は、英国女王陛下の曾孫御誕生につき、七月二十四日同国女王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十五年七月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一、調査の種類　都市部官民境界基本調査
二、調査を実施する者の名称　国土交通省
三、調査地域

神奈川県	横須賀市、座間市
静岡県	掛川市
徳島県	藍住町
高知県	土佐市
鹿児島県	肝付町

四、調査期間　平成二十五年及び平成二十六年
（ただし、神奈川県横須賀市については、平成二十二年～平成二十六年）
（ただし、高知県土佐市については、平成二十四年～平成二十六年）

公告

諸事項

工場財団

北海道帯広市西九条南八丁目5番地**帯広ガス株式会社**の工場財団に北海道河東郡音更町雄飛が丘南区22番12帯広ガス株式会社雄飛が丘工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年7月26日

釧路地方法務局帯広支局

東京都港区芝五丁目33番8号**三菱自動車工業株式会社**の工場財団に愛知県岡崎市橋目町字中新切1番地三菱自動車工業株式会社岡崎工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成25年7月26日　名古屋法務局岡崎支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、平成25年7月16日から1か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年7月26日

宮崎地方法務局長　二宮　宏光

記

氏名　赤池　徹
所属する司法書士会　宮崎県司法書士会
登録番号　宮崎第350号
事務所の所在地　宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3481番地8
違反行為　本人確認及び登記申請意思確認義務違反等

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成25年（家）第367号

京都府宮津市字鶴賀2054番地の1
申立人　京都北都信用金庫
本籍京都府与謝郡伊根町字平田563番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所京都府与謝郡与謝野町、死亡年月日平成24年11月25日、出生の場所京都府与謝郡伊根村、出生年月日昭和20年10月24日、職業飲食業
被相続人　亡　伊藤　三男
事務所京都府宮津市字鶴賀2054番地の1宮津商工会議所2階弁護士法人たんご法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤居　弘之
京都家庭裁判所宮津支部